平成２４年（フ）第１３０２号
福岡市西区下山門１丁目24番８―407号
債務者　永留　信子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３２７号
福岡市東区馬出１丁目21番２―502号
債務者　岡本　喜広
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３５号
福岡市東区千早２丁目34番２―203号
債務者　藤野　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３９号
福岡市中央区鳥飼２丁目８番８―402号
債務者　西山真砂子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４０号
福岡市東区多の津５丁目10番17―201号
債務者　亀浦　勝義
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３５８号
福岡市早良区百道浜１丁目７番３―1412号
債務者　田口　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６７号
福岡市城南区友丘６丁目19番24号
債務者　中尾　秀俊
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７３号
福岡市早良区小田部１丁目26番27―203号
債務者　清水　健太
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８０号
福岡市早良区有田団地２番307号
債務者　馬場　健人
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９０号
福岡市博多区神屋町６番16号
債務者　藤野　勝彦
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０６号
福岡市南区鶴田４丁目１番28―202号
債務者　片桐　博美（旧姓赤星・下村）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７４号
福岡市東区香椎４－６―21栗川アパート105
債務者　森本　英夫
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈1011番地の２
熊谷組アパート101号室
債務者　後藤　　達
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２８号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2484番地の３
債務者　吉武　昌子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１３４号
北海道苫小牧市栄町３丁目３番７号　コスモドリーム栄Ｂ101号
債務者　福田　千晴
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２５３号
愛媛県松山市中村３丁目３番37号　船野荘202号
債務者　中屋　浩治
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２００号
福岡市博多区御供所町２番48―1108号
債務者　金子　啓司
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７６号
福岡市博多区吉塚４丁目２番14―801号
債務者　関　　禮子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部